

「東京における都市計画道路の整備方針」について

東京都では現在、1,361路線(区内31路線)、3,190km(区内約23km)の都市計画道路が計画決定されている。

これらの整備を計画的、効率的に進めるため、概ね10年間で整備する路線を示した事業化計画を過去3度にわたり定め、事業の推進に努めてきた。

現行の「第三次事業化計画」が平成27年度で終了することから、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」の策定に向けて、区部と多摩地域のそれぞれの地域で検討を進めていく。第三次事業化計画時と同様に、都及び関係区市町村で連携・協働して策定する。

1. 策定のねらい

本整備方針では、渋滞の解消や首都直下地震への備え、効率的な物流の実現、拠点間相互や都市間の連携の強化、主要駅周辺の交通の円滑化など、様々な課題に対応した道路整備の方向性を示す。

2. 策定の対象

東京都における都市計画道路(ただし高速道路、国道は除く)

3. 第四次事業化計画の計画期間

平成28年度から37年度までの概ね10ヶ年

4. 検討体制

- 都・区策定検討会議、都・市町策定検討会議
- 庁内検討会(都庁内の関係部局)
- 特別区検討会、市町検討会(区市町による自主運営)
- 専門アドバイザー委員会(学識経験者による会議)
- ※会議はすべて非公開

5. 策定スケジュール等

平成25年9月	都、区、市町検討会設置
10月	策定検討会議、専門アドバイザー委員会設置
平成27年3月現在	都区市町の策定検討会議3回実施 専門アドバイザー委員会5回実施
平成27年度早期	「中間のまとめ」公表(パブリックコメント実施)
平成27年度末	「東京における都市計画道路の整備方針」策定予定